

## 令和5年度京田辺市特定教育・保育施設の利用定員の設定について

## 1 利用定員について

平成27年4月1日にスタートした子ども・子育て支援新制度では、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴取した上で、市長が幼稚園や保育所などの特定教育・保育施設<sup>1</sup>の利用定員を定めることとされています。

## 2 利用定員の設定に係る国の考え方

- ・ 認可定員<sup>2</sup>の範囲内で実情に応じて設定する（ただし、具体的な人数設定に関する全国一律の基準は設けない。）。
- ・ 認定区分ごとに設定することを基本とするが、年齢別など更に細かい区分で設定することも可能。

## 3 令和5年度における利用定員の設定

保育所「ウェルネス保育園京田辺」の利用定員設定

(単位：人)

利用定員					
区分	2号認定	3号認定		合計	認可 予定 定員
		1・2歳児	0歳児		
新規	0	36	9	45	45

設定理由：令和5年4月開園予定。認可手続き中。

<sup>1</sup> 幼稚園・保育所・認定こども園のこと。

<sup>2</sup> 特定教育・保育施設の設置にあたり、都道府県知事に認可された定員のこと。